

【本マニュアルにより検査を行うに際しての留意事項】

(1) 本マニュアルは、全ての預金等受入金融機関を対象としている。「預金等受入金融機関」とは、次に掲げる金融機関その他の預金等を受け入れる金融機関を指し、保険会社等は含まないものとする。

- ・ 銀行
- ・ 信用金庫及び信用金庫連合会
- ・ 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ・ 労働金庫及び労働金庫連合会
- ・ 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ・ 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- ・ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ・ 農林中央金庫
- ・ 上記の金融機関の海外拠点（海外支店、現地法人及び駐在員事務所等。ただし、本マニュアルの対象として検査を行うかどうかは、現地法制を含む法令等を踏まえて実態に応じて判断する。）
- ・ 外国銀行の在日支店

なお、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」という。）第1条第1項の認可を受けた金融機関（以下「信託兼営金融機関」という。）の検査を行う際には、兼営法により金融機関が信託業務の兼営を認められた趣旨を踏まえ、銀行業務と信託業務の区分を明確に意識し、銀行業務に関しては本マニュアルに基づき、また、信託業務や信託兼営金融機関特有の問題に関しては信託検査マニュアル（金融検査マニュアル別編〔信託業務編〕）に基づき、検査を実施する必要があることに留意する。

また、金融機関とその業務に関して取引する者又は当該金融機関を子会社とする持株会社に対して検査を行う場合も、本マニュアルの該当部分に準じて、所要の検証を行うものとする。

ただし、本マニュアルのうち「金融円滑化編チェックリスト」については、上記のうち、外国銀行の在日支店を除くものとする。

(2) 金融機関に対する検査の実施にあたっては、金融機関の事務負担の軽減等の観点や金融機関の規模・特性等を踏まえ、以下の対応をとることとする。

- ① 立入検査の実施にあたっては、株主総会（総代会）の開催日や決算期末には、株主総会や決算に関する業務の円滑な遂行に支障が生じないように、当該業務の担当部署に対するヒアリングを控える等の措置をとるよう配慮する。
- ② 資料等の徴求にあたっては、金融機関の既存資料等や監督部局が金融機関から徴求した資料等の活用に努めるとともに、金融機関から既存資料等以外の資料等を徴

求する場合には、その必要性を十分検討のうえ、真に必要なものに限定するよう配慮する。

- ③ 金融機関や銀行代理業者の小規模な営業店（例えば、小規模な郵便局等）については、その対応能力を踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。

- (3) 「金融円滑化編チェックリスト」については、検査において金融円滑化について特に留意すべき項目を整理し、着眼点を明確化するために策定したものであり、当該チェックリストには、金融円滑化の性質上「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」や「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」等に記載された検証項目と重複する部分がある。

なお、他のチェックリストと同様、当該チェックリストの各チェック項目の水準の達成が金融機関に直ちに義務付けられるものではない。当該チェックリストの適用に当たっては、金融機関の規模や特性を十分に踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。また、金融機関が経営判断で決すべき個別の与信判断の是非には介入しないよう留意する必要がある。

したがって、当該チェックリストのチェック項目に記述されている字義どおりの対応が金融機関においてなされていない場合であっても、金融機関の業務の健全性及び適切性の観点からみて、金融機関の行っている対応が合理的なものであり、さらに、チェック項目に記述されているものと同様の効果がある、あるいは金融機関の規模や特性に応じた十分なものである、と認められるのであれば、不適切とするものではない。

また、当該チェックリストにおける「金融円滑化管理方針」、「金融円滑化管理規程」、「金融円滑化マニュアル」は、必ずしも明確に記載されるべき項目を全て包含する統一的な方針等を策定する必要はなく、複数の部門等において定められる複数の方針等において、定められていればよいことに留意する必要がある。

さらに、当該チェックリストにおける「金融円滑化管理責任者」が信用リスク理等其他の部門の職員（管理者を含む。）を兼務することがあることに留意する必要がある。

- (4) 本マニュアルは、原則として会社法上の監査役（会）設置会社である銀行を念頭において記述されている。金融機関の種類によってはチェック項目に法令上必ずしも求められない事項が含まれていることに留意する。

- ① 金融機関が委員会設置会社である場合には、取締役会、各委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会）、執行役等の機関等が、それぞれに与えられた権限等を適切に行使しているかどうかといった観点から、以下の点に留意して検証を行う。

(i) 業務執行権限を有するのは執行役であり、取締役には、原則として、業務執行権限がない。

(ii) 取締役会は、その決議により、業務の決定権限を執行役に委任することがで

きる。

(iii) 取締役会は、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。

(iv) 監査権限は監査委員会にあり、監査委員個人に監査権限が認められるものではない（監査委員会が指名した監査委員が委員会の権限を行使する）。

② 協同組織金融機関については、金融機関の種類に応じて適用される法令の該当条文や文言に適宜読み替えるものとする。例えば、「取締役」とあるのは「理事」に、「取締役会」とあるのは「理事会」に、「取締役会等」とあるのは「理事会等」に、「代表取締役」とあるのは「代表理事」に、「監査役、監査役会」とあるのは「監事、監事会」に読み替える。また、協同組織金融機関にあつては、会計監査人の選任を義務づけられる場合が限定されている。

③ 担当取締役としての役割及び責任について、いわゆる執行役員（非取締役）が担っている場合には、当該執行役員が取締役会により担当取締役と実質的に同等の権限を付与されているか、責任の所在が明確になっているか、担当する業務執行について取締役会による十分な監視が行われているか、等を総合的に検証した上、各チェックリスト上担当取締役に求められる役割及び責任を十分果たしているか検証するものとする。

(5) チェック項目の語尾が「しているか」又は「なっているか」とあるのは、特にことわりのない限り、当該金融機関が達成していることを前提として検証すべき項目である。一方、チェック項目の語尾が「望ましい」とあるのは、特にことわりのない限り、金融機関に対してベスト・プラクティスとして期待される項目である。一方、チェック項目において「例えば」として着眼項目を列記してあるのは、全ての内容を字義どおり達成することを求めるものではなく、当該金融機関の業務の規模・特性等に応じて実質的な機能達成のための必要性を判断すべき例示項目である。

(6) 本マニュアル中の用語については以下による。

① 「取締役会」の役割とされている項目については、取締役会自身において実質的議論を行い内容を決定することが求められるが、その原案の検討を他の会議体、部門又は部署で行うことを妨げるものではない。

② 「取締役会等」には、取締役会のほか、常務会、経営会議等の、経営陣レベルによって構成される経営に関する事項を決定する組織（以下「常務会等」という。）も含む。なお、「取締役会等」の役割とされている項目についても、取締役会自身において決定することが望ましいが、常務会等に委任している場合には、取締役会による明確な委任があること、常務会等の議事録の整備等により事後の検証を可能としていることに加え、取締役会への結果報告や常務会等に監査役の参加を認める等の適切な措置により、十分な内部牽制が確保されるような態勢となっているかを確認する必要がある。

- ③ 「管理者」とは、各管理部門においては、各部門の上級管理職（取締役を含む。）を表す。また、営業店等においては、営業店長及び営業店長と同等以上の職責を負う上級管理職（取締役を含む。）を表す。
- ④ 「内部規程」とは、経営方針等に則り、業務に関する取り決め等を記載した金融機関内部に適用される規程をいう。内部規程においては、手続の詳細を記載することまでは必ずしも要さないことに留意する。
- ⑤ 「営業推進部門等」とは、営業に係る部門・部署・営業拠点等をいい、例えば、営業を直接・間接に行う部門、これを推進するための企画・立案等を行う部門、をいう。
- ⑥ 「市場部門」とは、市場取引を行う部門・部署等をいう。
- ⑦ 「リーガル・チェック等」とは、コンプライアンス・チェックを含み、例えば、法務担当者、法務担当部署、コンプライアンス担当者、コンプライアンス統括部門又は社内外の弁護士等の専門家により内部規程等の一貫性・整合性や、取引及び業務の適法性について法的側面から検証することをいう。
- ⑧ 「モニタリング」には、監視することのみならず、警告その他の具体的な抑止行動を行うことも含む。
- ⑨ 「リスク・プロファイル」とは、各リスクが有する特徴を表す様々な要素により構成されるものを総称していう。